

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月17日の本会議において付託を受けた議案2件について、20日及び26日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第1号 田辺市長等の給与に関する条例及び田辺市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、全会一致により、同議案第2号 田辺市職員の給与に関する条例の一部改正については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第1号及び議案第2号について、詳細説明を求めたのに対し、「公務員の給与改定に関する閣議決定が平成25年1月24日に行われ、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公務員の給与について、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されている。また、地方交付税についても本年7月から地方公務員給与費減額を前提として地方交付税が削減されるため、特別職及び職員の給与を減額するための条例改正を行うものである」との答弁がありました。

さらに、職員の給料減額率の考え方についてただしたのに対し、「国家公務員の減額率やラスパイレス指数を100に近づけることなどを勘案するとともに、地方交付税の影響額2億1,700万円を前提に給料の減額率を導いている」との答弁がありました。

また、地方交付税と地方公務員給与の削減に関する今後のあり方についてただしたのに対し、「全国市長会及び全国市議会議長会などの地方六団体が総務大臣に対し、今回の措置が東日本大震災を踏まえた例外的、時限的な措置であることを確認するとともに、地方公務員の給与のあり方については、国と地方が十分協議を行うよう要請している」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成25年6月26日

総務企画委員会

委員長 市 橋 宗 行

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案14件について、7月1日及び5日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第3号 田辺市地域振興基金条例の一部改正について、同議案第4号 田辺市交通安全基金条例の制定について、同議案第5号 田辺市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、同議案第11号 田辺市火災予防条例の一部改正について、同議案第15号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、同議案第16号 字の区域の変更及び町の区域の新設について及び同議案第17号 田辺市辺地総合整備計画の変更についての以上7件については全会一致により、同議案第18号 平成25年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第19号 平成25年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第20号 平成25年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第22号 平成25年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第23号 平成25年度田辺市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、同議案第24号 平成25年度田辺市診療所事業特別会計補正予算（第1号）及び同議案第26号 平成25年度田辺市水道事業会計補正予算（第1号）の以上7件については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第3号 田辺市地域振興基金条例の一部改正について、条例改正の目的についてただしたのに対し、「本市は、平成22年度から田辺市土地開発公社への事業資金の貸し付けを行っているが、単年度貸し付けであることから、年度末から年度当初にかけての事務手続上における空白期間について、公社は民間の金融機関からの借り入れにより対応している。そうした状況の中で、今回、資金調達の安定化を図る観点から、地域振興基金による貸し付けを可能とするため本条例の改正を行うものである」との答弁がありました。

次に、議案第18号 平成25年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分のうち、常備消防費にかかわって、消防救急デジタル無線整備事業委託料につい

て詳細説明を求めたのに対し、「消防救急無線は、平成28年5月を法期限として、アナログ方式からデジタル方式に移行することになるが、自治体ごとに整備するには高額な予算が必要となることから、現在、県が一括してデジタル化の整備を進めているところであり、その共同整備部分に係る本年度事業のうち、本市負担分を計上するものである」との答弁がありました。

次に、歳入にかかわって、地方交付税と職員の給与減額との関連性について詳細説明を求めたのに対し、「今回の補正は、一般会計補正予算全体の中で、歳出に見合った額を地方交付税に計上しているものであるが、交付税総額は人件費の減額を反映した額を想定している」との答弁がありました。さらに委員から、地方公務員の給与削減を前提とした地方交付税の減額のように、国の財源に充用するためにこのような措置が行われたことがあるか説明を求めたのに対し、「今回のような人件費の削減を伴う誘導的な交付税の計上はこれまでに例はなく、今後、このような場合は、国と地方の協議の場が持たれることと理解している」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成25年7月5日

総務企画委員会

委員長 市橋宗行

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた3定議案第14号田辺市近露観光交流館の指定管理者の指定について、28日及び7月5日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成25年7月5日

産業建設委員会

委員長 安 達 克 典

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案9件について、28日及び7月5日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第9号 田辺市観光センター条例の制定について、同議案第10号 田辺市三四六総合運動公園整備事業基金条例の制定について、同議案第12号 工事請負契約の締結について、同議案第13号 工事請負変更契約の締結について、同議案第18号 平成25年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第21号 田辺市簡易水道条例の一部改正について、同議案第22号 平成25年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第25号 平成25年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算（第2号）及び同議案第37号 工事請負契約の締結についての以上9件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第18号 平成25年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分のうち、農業振興費にかかわって、梅産業の振興を図るために配置される嘱託職員の適格性について詳細説明を求めたのに対し、「梅の販売促進戦略や生育不良対策等を強化するため、専門的知識のある元JA職員を雇用したいと考えている」との答弁がありました。

次に、林業振興費にかかわって、よみがえりの森づくり事業費補助金の継続性と造林方法及び造林地の管理について詳細説明を求めたのに対し、「本市の事業は、国及び県の造林補助事業への上乗せ補助という形の制度であり、国や県の補助事業が続く限り継続する予定である。また、広葉樹の苗を植栽し、生育状況を見ながら下草刈り等を実施していく予定である」との答弁がありました。

これに対し委員から、より効率的な造林ができるよう専門機関と十分協議の上、森林組合等をはじめ、安定した事業実施が可能な専門的知識のある団体へ助成するよう提言いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成25年7月5日

産業建設委員会

委員長 安達克典

委員 長 報 告

本委員会は、去る6月27日の本会議において付託を受けた議案7件について、28日及び7月5日にそれぞれ委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、3定議案第6号 田辺市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正について、同議案第8号 田辺市保健衛生事故調査会条例の制定について、同議案第18号 平成25年度田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第19号 平成25年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の所管部分、同議案第20号 平成25年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第1号）の所管部分及び同議案第27号 紀南環境広域施設組合の設置についての以上6件については、全会一致により、同議案第7号 田辺市子ども・子育て会議条例の制定については、起立多数により、すべて原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第7号 田辺市子ども・子育て会議条例の制定について、事業計画の方向性をどのように見出していくのかをただしたのに対し、「ニーズにあった子育て支援が行えるよう調査を行った上で、国の施策に基づき、保護者や事業者、児童福祉・教育関係者で構成される委員と議論を深めながら、地域の実情に応じた事業計画を策定していきたい」との答弁がありました。これに対し委員から、障害児保育など、子ども・子育て支援法の中に明記されていない項目がなおざりにされることのないよう意見がありました。

次に、議案第18号 田辺市一般会計補正予算（第1号）の所管部分のうち、保育所建設費にかかわって、耐震基準を満たしておらず老朽化したまるみ保育所の移転建設予定地となっている中万呂善福寺平の現地調査を行い、環境や周辺道路の状況確認を行いました。

次に、予防費の風しんワクチン接種費助成金にかかわって、接種希望者の費用負担についてただしたのに対し、「麻しん・風しんの予防接種は、接種1回につき1万円で田辺医師会と契約を行う予定であり、県及び市から5,000円ずつ助成することにより、希望者は無料で接種することができる」との答弁がありました。これに対し委員から、妊婦検診に風しん抗体検査が含まれているが、配偶者に対する検査を行わないのかただしたのに対し、「すでに風しんに対する抗体がある場合も、ワクチン接種に健康上問題がないことから、妊婦の配偶者が接種を希望する場合は、抗体検査を行わずにワクチン接種を行うものである」との答弁がありました。

次に、小学校費の緊急地震速報受信機器購入について詳細説明を求めたのに対し、「緊急地震速報は、地震の初期微動を解析することで、震源や地震の規模を推定した主要動の到達時刻や震度を推定し、各学校に配置する受信システムにインターネ

ット回線を通じて情報が送信される。さらに、各学校の放送機器と受信システムを接続し、校内放送により地震の強い揺れを事前に周知できることから、避難経路の確保や児童・生徒の安全を守ることが可能となるものである」との答弁がありました。以上、委員長報告といたします。

平成25年7月5日

文教厚生委員会

委員長 松下泰子